

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	川口市 個人住民税の課税に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、個人住民税の課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

## 特記事項

個人住民税の課税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認とともに、秘密保持契約を締結している。

## 評価実施機関名

埼玉県川口市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

[令和6年10月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

# (案)

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の課税に関する事務											
②事務の内容 ※	<p><b>【概要】</b>            地方税法及び川口市税条例に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定する。賦課決定に際し、または賦課決定した後ににおいても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税(所得)証明書等を発行する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申告等情報の受理</li> <li>② 他自治体等から川口市への調査に対する回答、川口市から他自治体等へ税務調査を実施</li> <li>③ 個人住民税の賦課決定及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送</li> <li>④ 住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知</li> <li>⑤ 個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定、並びにその通知</li> <li>⑥ 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理</li> <li>⑦ 他市課税であることが判明した場合の資料の回送</li> <li>⑧ 賦課情報に基づく課税(所得)証明書等の発行</li> <li>⑨ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報の提供・照会</li> </ul>											
③対象人数	[ 30万人以上 ] <選択肢>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム												
システム1												
①システムの名称	個人住民税システム											
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 初期課税前処理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う機能</li> <li>2. 初期異動処理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、初期データを作成する機能</li> <li>3. 初期課税処理機能 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に税額決定通知書及び納付書を出力する機能</li> <li>4. 更正処理機能 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する機能</li> <li>5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行(証明書コンビニ交付システムと連携し、課税証明書をコンビニで発行することを含む。)を行う機能</li> <li>6. 扶養・専従者管理処理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする機能</li> <li>7. 統計処理機能 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能</li> <li>8. 年金特別徴収管理機能 eLTAXを経由して年金保険者と連携し、年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する機能</li> </ol>											
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ○ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ○ ] その他 ( 収納管理システム、証明書コンビニ交付システム )</td> <td></td> </tr> </table>				[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ○ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ○ ] その他 ( 収納管理システム、証明書コンビニ交付システム )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ○ ] 庁内連携システム											
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム											
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム											
[ ○ ] その他 ( 収納管理システム、証明書コンビニ交付システム )												

# (案)

システム2	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信し情報提供ネットワークシステム配信マスタ情報を管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>

# (案)

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	<p>1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能</p> <p>2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能</p> <p>3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能</p> <p>4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能</p> <p>5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 各基幹系業務システム )</p>
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等)
②システムの機能	<p>1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能 ・送信データ作成機能、送受信管理機能 ・庁内システムとの連携機能</p> <p>2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能 ・文字コード変換処理機能 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能 ・宛名紐付自動作成機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバ )</p>

(案)

システム5	
①システムの名称	住登外管理システム
②システムの機能	<p>1. 宛名情報更新機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における宛名情報を更新する機能</p> <p>2. 個人番号・法人番号登録機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における番号を共通基盤システム内におけるテーブルに更新する機能</p> <p>3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能</p> <p>4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報等を検索する機能</p> <p>5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム6	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・このシステムでは、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続を行うことができる。</p> <p>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を介して、審査システム(eLTAX)で受領する。</p> <p>1. 申請情報審査機能 送付された給与支払報告書等や各種申請届出の様式チェックを行い審査する機能</p> <p>2. 申請情報返送機能 受付不可能な申請書(重複提出や内容不備によるもの)を返送する機能</p> <p>3. 申請情報抽出及び出力機能 審査済みの給与支払報告書等のデータを抽出し、個人住民税システムへ取り込み可能な形式へ出力する機能</p> <p>4. 税額決定通知データチェック機能 課税計算後の特別徴収税額通知データの様式チェックを行い、eLTAXサーバへ送信する機能</p> <p>5. 年金特別徴収データチェック機能 課税計算後の年金特別徴収税額通知データの様式チェックを行い、eLTAXサーバへ送信する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

# (案)

システム7	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を介して、国税連携システム(eLTAX)に送付される。</li> <li>1. 申請情報抽出及び出力機能 所得申告書等のデータを抽出し、個人住民税システムへ取込可能な形式へ出力する機能</li> <li>2. 団体間連携機能 送付された所得申告書等のデータで、他団体向けであると判明したものを国税連携システムを利用して各団体へ回送する機能</li> <li>3. 扶養是正情報等送信機能 所得申告書等の扶養申告が住民税課税における調査段階で扶養条件から外れていることが判明した場合に、扶養是正情報等データを国税庁に送付する機能</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
システム8	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能</li> <li>2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能</li> <li>3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能</li> <li>4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能</li> <li>5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能</li> <li>6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能</li> <li>7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介し連携する機能</li> <li>8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能</li> <li>9. 戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する機能</li> <li>10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 証明書コンビニ交付システム、中間サーバ )</p>

# (案)

システム9	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 連携機能 個人住民税システムからデータを受信し、課税証明書に記載する情報を更新する機能 2. 証明書発行機能 証明書交付センターからの要求に応答して連携したデータに基づき証明書の作成を行う機能
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム [ ○ ] その他 ( 証明書交付センターシステム、戸籍システム )
システム10	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	1. 【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能(住民税申告) 2. 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能(住民税申告の申請データ取得)
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人番号を利用して、給与支払報告書等と申告書との名寄せを、より正確かつ効率的に行うことにより、納税義務者に対する課税事務を適正に行うため。
②実現が期待されるメリット	1. 各種所得、納付情報をより正確かつ効率的に名寄せ・突合することができる。 2. 所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第24の項。 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの。 ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。

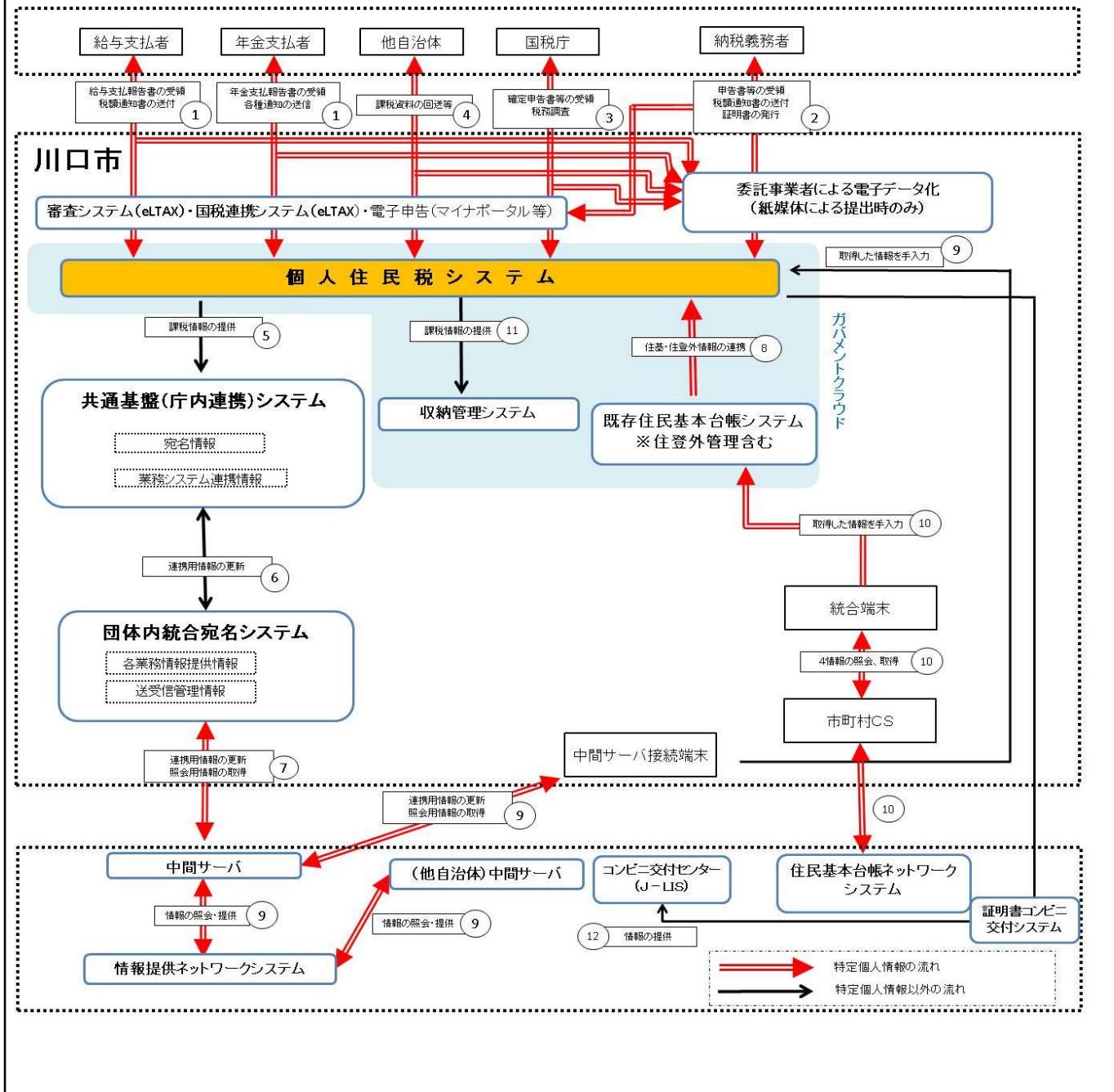
# (案)

## 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢>		
		1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠		<p>【特定個人番号利用事務における情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「情報連携主務省令」という) 第2条の表第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p> <p>【特定個人番号利用事務における情報照会】 情報連携主務省令 第2条の表 第48の項</p>		
7. 評価実施機関における担当部署				
①部署	川口市 理財部 市民税課			
②所属長の役職名	市民税課長			
8. 他の評価実施機関				

(案)

## (別添1) 事務の内容



## 川口市 個人住民税の課税に関する事務

## (案)

(備考)

- ①給与支払者より給与支払報告書、年金支払者より公的年金等支払報告書を受領し、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むに当たり、紙媒体のものについては、データパンチ委託事業者にて電子データ化する。この電子データには個人番号が含まれる。課税計算後、給与支払者に税額決定通知書を送付する。また、年金支払者には年金特別徴収の依頼や中止判定の通知を電子データにより行う。
- ②納税義務者より住民税申告書を受領し、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むに当たり、紙媒体提出に限りデータパンチ委託事業者にて電子データ化する。この電子データには個人番号が含まれる。課税計算後、税額決定通知を納税義務者に対して送付する。また、①で判明した年金特別徴収対象者に対しては、年金特別徴収税額についても通知する。納税義務者等の求めに応じ、課税(所得)証明書を発行するが、この証明書には個人番号は含まれない。
- ③国税庁(税務署)より、確定申告書、報酬調書を受付し、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むに当たり、紙媒体のものについては、データパンチ委託事業者にて電子データ化する。この電子データには個人番号が含まれる。提供される資料のみでは課税計算が完結しない場合、税務調査を行い資料を受領する。課税計算後、扶養情報は正データ等を国税庁に対し送付する。
- ④他自治体から、川口市に住民登録がある者に対する給与支払報告書、年金支払報告書及び確定申告書等の情報が、eLTAX(国税連携システム)や郵送によって送付される。川口市から他自治体に対しても、同様に回送処理を行っている(地方税法第294条第3項通知についても同様)。
- ⑤共通基盤(府内連携)システムに、課税情報の提供を行う。
- ⑥共通基盤(府内連携)システムから団体内統合宛名システム等へ、連携用の課税情報を更新する。
- ⑦団体内統合宛名システム等を介し、中間サーバに対し川口市が管理する連携用の課税情報及び団体内統合宛名番号の更新を行う。
- ⑧既存住民基本台帳システム及び住登外管理システムから、住民票関係情報等を取得し、個人住民税システムを更新する。
- ⑨他自治体への個別の個人住民税照会については、中間サーバ接続端末を使用し、他団体から得た情報を個人住民税システムへ手入力を行う(データ連携は行わない)。
- ⑩統合端末を使用し、他市町村の住民基本台帳関連の情報を取得する。その情報を既存住民基本台帳システムへ手入力を行う(データ連携は行わない)。
- ⑪個人住民税システムからは、課税情報を収納管理システムへ直接提供する。
- ⑫コンビニ交付センター(J-LIS)を利用した税証明書のコンビニ交付を行う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税課税ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	・賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族 ・川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者	
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	・識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号      [ ] 個人番号対応符号 <input checked="" type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) <input checked="" type="checkbox"/> その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 国税関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 地方税関係情報      [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報      [ ] 児童福祉・子育て関係情報      [ ] 障害者福祉関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 年金関係情報      [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )	
その妥当性	① 個人番号: 納税義務者を正確に特定するため。 ② その他識別情報: 納税義務者を正確に特定するため。 ③ 4情報: 納税義務者を正確に特定するため。 ④ 連絡先: 本人への連絡などに使用するため。 ⑤ その他住民票関係情報: 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。 ⑥ 国税関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑦ 地方税関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑧ 生活保護・社会福祉関係情報: 個人住民税の非課税判定のため。 ⑨ 年金関係情報: 年金からの特別徴収税額を決定するため。 ⑩ 介護・高齢者福祉関係情報: 年金からの特別徴収税額を決定するため。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	市民税課	

# (案)

## 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[ <input type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人				
	[ <input type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署	( 市民課、生活福祉1課・2課、介護保険課 )			
	[ <input type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等	( 国税庁、年金支払者(日本年金機構) )			
	[ <input type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人	( 他自治体 )			
	[ <input type="radio"/> ] 民間事業者	( 紙給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く) )			
②入手方法	[ <input type="radio"/> ] その他	( )			
	[ <input type="radio"/> ] 紙	[ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ		
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="radio"/> ] 専用線	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム		
	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム				
	[ <input type="radio"/> ] その他	( マイナポータル申請管理 )			
③入手の時期・頻度	・住民票関係情報：賦課期日時点の情報を入手。異動が生じた際は随時。 ・申告等情報：1月から当初賦課決定まで複数回入手。修正があるものについては随時。 ・生活保護情報：1月に入手し、必要に応じて随時。 ・介護保険情報：月1回 ・年金特別徴収情報：対象者情報は5月。特別徴収依頼結果は9月。徴収結果及び停止結果は毎月。				
④入手に係る妥当性	個人住民税の賦課決定のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。				
⑤本人への明示	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 国税通則法、所得税法、地方税法その他所得税又は個人の市民税及び県民税の関係法令により、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。 2 庁内連携により入手 番号法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるとあることから、川口市住民の個人番号について、住民記録システムより入手可能である。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項により、他部署からの特定個人情報の入手が可能である。 3 他機関より入手 地方税法施行規則において明示されている。 4 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。 5 情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第8号において明示されている。				
⑥使用目的 <b>※</b>	地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づく、公平・公正かつ効率的な個人住民税の賦課事務のため。				
	変更の妥当性	-			
⑦使用の主体	使用部署 <b>※</b>	市民税課、市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、東川口駅前行政センター、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター(市民税課以外は証明書の発行のみ)			
	使用者数	[ <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上		

# (案)

⑧使用方法 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告及び届出等による情報から賦課決定する。</li> <li>・生活保護情報等による情報から、非課税者を把握する。</li> <li>・特別徴収義務者からの届出書に基づき、特別徴収の中止、変更等を行う。</li> <li>・申請に基づき、課税(所得)証明書等を発行する。</li> </ul>
情報の突合 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課資料情報と住民票関係情報、生活保護情報を突合して非課税者を確認する。</li> <li>・賦課資料情報と他市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して、控除額等を確認する。</li> </ul>
情報の統計分析 <b>※</b>	納税義務者数・調定額等の集計処理を行っているが、特定の個人を判別し得る情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>	個人住民税額の賦課決定、減免の決定及び却下。
⑨使用開始日	平成28年1月1日
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>	
委託の有無 <b>※</b>	<p>[ 委託する ] &lt;選択肢&gt;            ( 6 ) 件</p> <p>1) 委託する    2) 委託しない</p>
<b>委託事項1</b>	税総合システム共通保守業務委託
①委託内容	税総合システムの運用支援業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体            2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族</li> <li>・川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者</li> </ul>
その妥当性	システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。専門的ノウハウを有する者が管理することにより、計算ミス等による課税ミス等を防止し、正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数	<p>[ 10人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満            2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満            4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満            6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線    [ ] 電子メール    [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ    [ ] 紙</p> <p>    [ ] その他 ( 急時には本市より貸し出しをしているモバイル端末を使用し、リモートで操作 )</p> <p>    [ O ] その他 ( 急時には本市より貸し出しをしているモバイル端末を使用し、リモートで操作 )</p>
⑤委託先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。
⑥委託先名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業本部 第一営業部

(案)

再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない			
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。				
	⑨再委託事項	定期バージョンアップ媒体の適用、川口市向け機能の再適用作業支援、処理運用スケジュールの作成支援及び処理前の事前検証等の作業支援。				
<b>委託事項2</b>		課税資料管理システム保守業務				
①委託内容		市税情報(軽自動車税を除く)に係る事務の処理または管理				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の範囲 <b>※</b>	・賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族 ・川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者				
	その妥当性	システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。専門的ノウハウを有する者が管理することにより、計算ミス等による課税ミス等を防止し、正しく動作することを確認する必要がある。				
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。 )				
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。				
⑥委託先名		株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業本部 第一営業部				
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない			
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。				
	⑨再委託事項	市税情報(軽自動車税を除く)に係る事務の処理または管理の一部。				

# (案)

委託事項3		納税通知書・税額通知書の帳票出力・封入封緘業務	
①委託内容	納税義務者への各種通知文書・納付書の帳票出力、封入封緘作業		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
対象となる本人の範囲 ※	当該年度当初の納税義務者(非課税の給与特別徴収対象者を含む)		
その妥当性	当初賦課決定時は、きわめて大量の印刷・封入を行うため、専門業者への委託により処理を短期間で確実に遂行することができる。		
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		
⑤委託先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。		
⑥委託先名	光ビジネスフォーム株式会社 さいたま営業所		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>[ 再委託する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	
	⑨再委託事項	封入封緘作業	
委託事項4		電算データ入力委託料	
①委託内容	収集した各種申告書及び支払報告書等の情報を電子データとして納品させる。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲の中で、給与支払者・年金支払者および住民から提出される申告等情報が紙ベースで提出された者		
その妥当性	電算処理業務のために、各種申告書の情報を電子データに変換する必要があるため。		
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		

(案)

⑤委託先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。			
⑥委託先名	日本情報産業株式会社			
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。		
	⑨再委託事項	データ入力の一部(業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため)		
<b>委託事項5</b>		税法改正に伴うシステム修正及び当初賦課対応支援業務委託		
①委託内容	個人住民税システムの当初賦課作業運用支援業務及び税法改正に伴うシステム修正を行う。			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の範囲 <b>※</b>		[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
		・賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族 ・川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者		
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="radio"/> 専用線    [ ] 電子メール    [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ    [ ] 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 ( 庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。 )			
⑤委託先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。			
⑥委託先名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業本部 第一営業部			
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。		
	⑨再委託事項	定期バージョンアップ媒体の適用、川口市向け機能の再適用作業支援、処理運用スケジュールの作成支援及び処理前の事前検証等の作業支援。		

(案)

<b>委託事項6</b>		課税資料作成等業務委託			
①委託内容		申告書の補記作業等を行う			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[ 10万人以上100万人未満 ]</td> <td style="padding: 5px;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
対象となる本人の範囲 <b>※</b>		特定個人情報ファイルの範囲の中で、給与支払者・年金支払者および住民から提出される申告等情報が紙ベースで提出された者			
その妥当性		電算データ入力委託事前作業として必要な補記作業が必要なため。			
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>			
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。 )</p>			
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。			
⑥委託先名		TOPPANエッジ株式会社 埼玉営業所			
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>			
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。			
	⑨再委託事項	申告書の運搬等			
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>					
提供・移転の有無		<p>[ ○ ] 提供を行っている ( 72 ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 35 ) 件</p> <p>[ ] 行っていない</p>			
提供先1		情報連携主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙Ⅱ-5-1参照)			
①法令上の根拠		情報連携主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項			
②提供先における用途		情報連携主務省令第2条の表の第2欄(特定個人番号利用事務)に掲げる事務(別紙Ⅱ-5-1参照)			
③提供する情報		情報連携主務省令第2条の表の第4欄に掲げる利用特定個人情報報(地方税関係情報)(別紙Ⅱ-5-1参照)			
④提供する情報の対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		個人住民税課税対象者とその被扶養者等			

(案)

⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input checked="" type="radio"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先1	番号法において個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙Ⅱ-5-2を参照)	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	番号法別表の右欄に掲げる事務(別紙Ⅱ-5-2を参照)	
③移転する情報	情報連携主務省令第2条の表の第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務(別紙Ⅱ-5-3を参照)	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、第4条	
②移転先における用途	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2及び別表第3の第2欄に掲げる事務(別紙Ⅱ-5-3を参照)	
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

# (案)

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所	<川口市における措置> 保管場所は生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはID・パスワードの認証が必要。	
	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。		
<証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置> ・証明書発行サーバはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。 ・システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。 ・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置と自家発電装置を設定している。 ・火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ設置区域内に新ガス系消火設備を備えている。 ・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。		
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 [ 10年以上20年未満 ] 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・地方税法第17条の5により、更正および決定の期間が5年間は可能であると定められているため。 ・地方税法第17条の5により、偽りその他不正の行為により税額を免れ、もしくは還付を受けた場合の更正および決定の期間が7年間は可能であると定められているため。 ・また、年金型生命保険の二重課税に係る還付及び返還金を10年間遡って行っている事例があるため。
③消去方法	<川口市における措置> サーバ上のデータは、システム内で年に1度削除処理を実行する。 紙媒体は、文書管理規定で定められた保存年限を経過したものについて、溶解処分を行う。	
	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	
<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。		
<証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置> ・証明書コンビニ交付システムでは、最新情報のみを補完するようシステムを制御しているため、消除されたデータについては、自動的に消去される。		

## 7. 備考

—

(案)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

賦課情報

項目番号	項目名
1	自治体コード*
2	個人番号
3	対象年度
4	履歴番号
5	カナ履歴番号
6	初期登録業務日時
7	更新業務日時
8	更新システム日時
9	更新コンピュータ名
10	更新ユーザID
11	有効フラグ*
12	決裁状態
13	旧自治体コード*
14	履歴判定
15	徴収区分
16	決議年月日
17	住民税異動区分コード*
18	異動年月日
19	住民税整理番号
20	賦課資料区分コード*
21	書式区分
22	無職無収入コード*
23	均等割区分
24	均等割バターン番号
25	入力区分
26	営業所得額
27	農業所得額
28	その他事業所得額
29	不動産所得額
30	利子所得額
31	配当所得フラグ*
32	配当所得額
33	株式配当所得額
34	公募外貨配当所得額
35	公募他配当所得額
36	その他配当所得額
37	所得税配当所得額
38	所得税株式配当所得額
39	所得税公募外貨配当所得額
40	所得税公募他配当所得額
41	所得税その他配当所得額
42	給与所得額
43	主たる給与支払額
44	従たる給与支払額
45	給与支払額内数專從者給与額
46	特定支出控除額
47	雑所得額
48	公的年金支払額
49	年金雑所得額
50	その他雑所得額
51	総合譲渡短期所得額
52	総合譲渡短期差引額
53	総合譲渡長期所得額
54	総合譲渡長期差引額
55	総合譲渡分特別控除額
56	総合譲渡特別設定フラグ*
57	総合譲渡逆算フラグ*
58	一時所得額
59	一時差引額
60	総合一時所得額
61	短期一般所得額
62	短期一般差引額
63	短期一般特別控除額
64	短期軽減所得額
65	短期軽減差引額
66	短期軽減特別控除額
67	長期一般所得額
68	長期一般差引額
69	長期一般特別控除額
70	長期特定所得額
71	長期特定差引額
72	長期特定特別控除額
73	長期軽課所得額
74	長期軽課差引額
75	長期軽課特別控除額
76	長期特別所得額
77	長期特別差引額
78	長期特別特別控除額
79	土地等雑所得額
80	超短期所得額
81	株式譲渡所得額
82	株式譲渡一般分所得額
83	株式譲渡新規公開分所得額
84	株式譲渡特別控除額
85	商品先物取引所得額
86	山林所得額
87	山林特別控除額
88	退職所得額
89	退職所得控除額
90	退職支払額
91	市町村源泉退職所得割額
92	都道府県源泉退職所得割額
93	勤続年数
94	就職年月日
95	退職年月日
96	総合退職所得額
97	総合退職所得控除額
98	特例適用条文1
99	特例適用条文2
100	特例適用条文3
101	変動所得額
102	前年変動所得額
103	前々年変動所得額
104	臨時所得額
105	平均課税対象金額
106	免税所得額
107	肉用牛売却価格
108	肉用牛免税対象所得額
109	肉用牛免税対象外所得額
110	非課税所得額
111	申告0円所得区分01
112	申告0円所得区分02
113	申告0円所得区分03
114	申告0円所得区分04
115	申告0円所得区分05
116	申告0円所得区分06
117	申告0円所得区分07
118	申告0円所得区分08
119	申告0円所得区分09
120	申告0円所得区分10
121	最高所得区分
122	総所得金額
123	合計所得金額
124	総所得金額等
125	所得税総所得金額
126	所得税合計所得金額
127	所得税総所得金額等
128	総所得損通所得額
129	総合短期損通所得額
130	総合長期損通所得額
131	短期一般損通所得額
132	短期軽減損通所得額
133	長期一般損通所得額
134	長期特定損通所得額
135	長期軽課損通所得額
136	長期特別損通所得額
137	土地等雑損通所得額
138	超短期損通所得額
139	山林損通所得額
140	株式譲渡損通所得額
141	商品先物取引損通所得額
142	退職損通所得額
143	所得税総所得損通所得額
144	所得税総合短期損通所得額
145	所得税総合長期損通所得額
146	所得税短期一般損通所得額
147	所得税短期軽減損通所得額
148	所得税長期一般損通所得額
149	所得税長期特定損通所得額
150	所得税中期軽課損通所得額
151	所得税長期特別損通所得額
152	所得税土地等雑損通所得額
153	所得税超短期損通所得額
154	所得税株式譲渡損通所得額
155	所得税商品先物取引損通所得額
156	所得税山林損通所得額
157	所得税退職損通所得額
158	雑損除額
159	医療費控除額
160	社会保険料控除額
161	小規模共済控除額
162	生命保険料控除額
163	所得税生命保険料控除額
164	生命保険料支払額
165	個人年金保険料支払額
166	損害保険料控除額
167	所得税損害保険料控除額
168	損害保険料支払額
169	長期損害保険料支払額
170	寄付控除フラグ*
171	寄付控除額
172	所得税寄付金控除額
173	合計控除額
174	所得税合計控除額
175	控對配該当コード*
176	配偶者区分
177	配偶有無区分フラグ*
178	配偶者特別控除額
179	所得税配偶者特別控除額
180	配偶者合計所得金額
181	扶養一般該当人数
182	扶養年少該当人数
183	扶養特定該当人数
184	扶養老人該当人数
185	扶養同居老人該当人数
186	扶養特障該当人数
187	扶養同居特障該当人数
188	扶養普障該当人数
189	未成年該当コード*
190	老年者該当コード*
191	寡婦該当コード*
192	障害者該当コード*
193	勤労学生該当コード*
194	住民税申告区分
195	本専区分
196	配専区分
197	青色専従該当人数
198	白色専従該当人数
199	専従者控除額
200	繰越損失額
201	純損失額
202	譲渡繰越損失額
203	雑損失額
204	特定株式損失額
205	当年純損失額
206	当年譲渡繰越損失額
207	当年雑損失額
208	当年特定株式損失額
209	前純損失額
210	前譲渡繰越損失額
211	前雑損失額
212	前特定株式損失額
213	前々純損失額
214	前々譲渡繰越損失額
215	前々雑損失額
216	前々特定株式損失額
217	所得税総所得課標額
218	所得税短期一般課標額
219	所得税短期軽減課標額
220	所得税長期一般課標額
221	所得税長期特定課標額
222	所得税長期軽課標額
223	所得税長期特別課標額
224	所得税土地等雑課標額
225	所得税超短期課標額
226	所得税株式課標額
227	所得税商品先物取引課標額

(案)

228	所得税山林課標額	305	都道府県退職所得割額	382	標準税率定率控除前市町村所得割
229	所得税退職課標額	306	都道府県算出所得割額	383	標準税率定率控除後市町村所得割額
230	総所得所得税額	307	都道府県配当控除額	384	標準税率市町村65歳以上の特例控除額
231	短期一般所得税額	308	都道府県外国税額控除額	385	標準税率市町村所得割
232	短期軽減所得税額	309	都道府県調整額	386	標準税率市町村所得割端数切捨
233	長期一般所得税額	310	都道府県特別減税額	387	標準税率市町村均等割
234	長期特定所得税額	311	都道府県定率控除額	388	標準税率都道府県総所得
235	長期軽課所得税額	312	都道府県免税額	389	標準税率都道府県山林
236	長期特別所得税額	313	都道府県所得割額	390	標準税率都道府県退職
237	土地等雑所得税額	314	都道府県端数切捨所得割額	391	標準税率都道府県算出所得割
238	超短期所得税額	315	都道府県特別減税前所得割額	392	標準税率都道府県調整額
239	株式所得税額	316	都道府県定率控除前所得割額	393	標準税率定率控除前都道府県所得割
240	商品先物取引所得税額	317	都道府県均等割額	394	標準税率定率控除後都道府県所得割額
241	山林所得税額	318	都道府県民税額	395	標準税率都道府県65歳以上の特例控除額
242	退職所得税額	319	課税非課税区分コード	396	標準税率都道府県所得割
243	所得税配当控除額	320	所得割非課税ワカ	397	標準税率都道府県所得割端数切捨
244	住宅借入金特別控除額	321	均等割非課税ワカ	398	標準税率都道府県均等割
245	その他特別控除額	322	年税額	399	政党等寄付金特別控除額
246	定率控除前所得税額	323	市町村所得割減免額	400	耐震改修特別控除額
247	所得税災害減免額	324	市町村均等割減免額	401	住宅借入金特別控除可能額
248	所得税外国税額控除額	325	都道府県所得割減免額	402	市町村住宅借入金特別控除可能額
249	所得税特別減税額	326	都道府県均等割減免額	403	都道府県住宅借入金特別控除可能額
250	所得税定率控除額	327	予備金額1	404	市町村税源移譲減額
251	定率控除後所得税額	328	予備金額2	405	都道府県税源移譲減額
252	所得税額	329	予備金額3	406	標準税率市町村税源移譲減額
253	所得税額チャックワカ	330	予備金額4	407	標準税率都道府県税源移譲減額
254	総所得課標額	331	予備金額5	408	国税更正日
255	短期一般課標額	332	予備項目1	409	登録区分
256	短期軽減課標額	333	予備項目2	410	寄附金控除自治体分
257	長期一般課標額	334	予備項目3	411	寄附金控除都道府県指定分
258	長期特定課標額	335	予備項目4	412	寄附金控除市町村指定分
259	長期軽課課標額	336	予備項目5	413	内払の年金支払額
260	長期特別課標額	337	退避用履歴判定	414	住民税年金種別
261	土地等雑課標額	338	株式譲渡上場所得額	415	基礎控除対象ワカ
262	超短期課標額	339	所得税株式譲渡上場所得額	416	市町村寄附金控除額
263	株式課標額	340	所得税株式譲渡所得額	417	都道府県寄附金控除額
264	商品先物取引課標額	341	株式譲渡ワカ	418	内年金ワカ
265	山林課標額	342	株式譲渡上場損通所得額	419	内特徴ワカ
266	退職課標額	343	所得税株式譲渡上場損通所得額	420	三徴収ワカ
267	市町村総所得割額	344	株式上場課標額	421	居住開始年月日
268	市町村短期一般所得割額	345	所得税株式上場課標額	422	住宅控除区分
269	市町村短期軽減所得割額	346	肉牛軽減課標額	423	住宅借入金残高
270	市町村長期一般所得割額	347	市町村株式上場所得割額	424	居住開始年月日2
271	市町村長期特定所得割額	348	都道府県株式上場所得割額	425	住宅控除区分2
272	市町村長期軽課所得割額	349	市町村肉牛軽減所得割額	426	住宅借入金残高2
273	市町村長期特別所得割額	350	都道府県肉牛軽減所得割額	427	山林純損失額
274	市町村土地等雑所得割額	351	株式上場所得税額	428	当年山林純損失額
275	市町村超短期所得割額	352	肉牛軽減所得税額	429	前山林純損失額
276	市町村株式所得割額	353	株式合む合計所得金額	430	前々山林純損失額
277	市町村商品先物取引所得割額	354	先物取引損失額	431	株式配当損失額
278	市町村山林所得割額	355	当年先物取引損失額	432	分離配当所得額
279	市町村退職所得割額	356	前先物取引損失額	433	分離配当損通所得額
280	市町村算出所得割額	357	前々先物取引損失額	434	所得税分離配当損通所得額
281	市町村配当控除額	358	配当割控除額	435	投資等税額控除額
282	市町村外国税額控除額	359	株式譲渡割控除額	436	所得税肉牛軽減課標額
283	市町村調整額	360	市町村定率控除後所得割額	437	所得税分離配当課標額
284	市町村特別減税額	361	都道府県定率控除後所得割額	438	分離配当課標額
285	市町村定率控除額	362	控除超過額	439	所得税分離配当所得額
286	市町村免税額	363	居住用特定譲渡所得額	440	市町村分離配当所得割額
287	市町村所得割額	364	居住用特定損失額	441	都道府県分離配当所得割額
288	市町村端数切捨所得割額	365	市町村株式譲渡配当割控除額	442	年金本徴収ワカ
289	市町村特別減税前所得割額	366	都道府県株式譲渡配当割控除額	443	年金仮徴収月数
290	市町村定率控除前所得割額	367	市町村65歳以上の特例控除額	444	年金仮徴収期別税額
291	市町村均等割額	368	都道府県65歳以上の特例控除額	445	控除不足反映済額
292	市町村民税額	369	市町村調整控除額	446	徴収税額特徴分
293	都道府県総所得所得割額	370	都道府県調整控除額	447	市町村所得割額特徴分
294	都道府県短期一般所得割額	371	市町村控除不足額	448	市町村均等割額特徴分
295	都道府県短期軽減所得割額	372	都道府県控除不足額	449	都道府県所得割額特徴分
296	都道府県長期一般所得割額	373	市町村内充当額	450	都道府県均等割額特徴分
297	都道府県長期特定所得割額	374	都道府県内充当額	451	徴収税額普徴分
298	都道府県長期軽課所得割額	375	市町村外充当額	452	市町村所得割額普徴分
299	都道府県長期特別所得割額	376	都道府県外充当額	453	市町村均等割額普徴分
300	都道府県土地等雑所得割額	377	標準税率市町村総所得	454	都道府県所得割額普徴分
301	都道府県超短期所得割額	378	標準税率市町村山林	455	都道府県均等割額普徴分
302	都道府県株式所得割額	379	標準税率市町村退職	456	徴収税額半額年金分
303	都道府県商品先物取引所得割額	380	標準税率市町村算出所得割	457	市町村所得割額半額年金分
304	都道府県山林所得割額	381	標準税率市町村調整額	458	市町村均等割額半額年金分

(案)

459	都道府県所得割額半額年金分
460	都道府県均等割額半額年金分
461	徴収税額年金分
462	市町村所得割額年金分
463	市町村均等割額年金分
464	都道府県所得割額年金分
465	都道府県均等割額年金分
466	標準税率徴収税額特徴分
467	標準税率市町村所得割額特徴分
468	標準税率市町村均等割額特徴分
469	標準税率都道府県所得割額特徴分
470	標準税率都道府県均等割額特徴分
471	標準税率徴収税額普徴分
472	標準税率市町村所得割額普徴分
473	標準税率市町村均等割額普徴分
474	標準税率都道府県所得割額普徴分
475	標準税率都道府県均等割額普徴分
476	標準税率徴収税額半額年金分
477	標準税率市町村所得割額半額年金分
478	標準税率市町村均等割額半額年金分
479	標準税率都道府県所得割額半額年金分
480	標準税率都道府県均等割額半額年金分
481	標準税率徴収税額年金分
482	標準税率市町村所得割額年金分
483	標準税率市町村均等割額年金分
484	標準税率都道府県所得割額年金分
485	標準税率都道府県均等割額年金分
486	年金内訳切替75%
487	徴収税額変更75%
488	特徴内訳保有75%
489	編集用予備項目
490	新生命保険料支払額
491	新個人年金保険料支払額
492	介護保険料支払額
493	予備金額6
494	予備金額7
495	予備金額8
496	予備金額9
497	予備金額10
498	予備項目6
499	予備項目7
500	予備項目8
501	予備項目9
502	予備項目10
503	寄附金控除特例分
504	市町村申告特例控除額
505	都道府県申告特例控除額
506	予備金額11
507	予備金額12
508	予備金額13
509	予備金額14
510	予備金額15
511	予備金額16
512	予備金額17
513	予備金額18
514	予備金額19
515	予備金額20
516	予備項目11
517	予備項目12
518	予備項目13
519	予備項目14
520	予備項目15
521	予備項目16
522	予備項目17
523	予備項目18
524	予備項目19
525	予備項目20
526	条約適用利子等所得額
527	条約適用配当等所得額
528	特例適用利子等所得額
529	特例適用配当等所得額
530	条約適用利子等損通所得額
531	条約適用配当等損通所得額
532	特例適用利子等損通所得額
533	特例適用配当等損通所得額
534	条約適用利子等課標額
535	条約適用配当等課標額

536	特例適用利子等課標額
537	特例適用配当等課標額
538	条約適用利子等限度税率
539	条約適用配当等限度税率
540	市町村条約適用利子等所得割額
541	都道府県条約適用利子等所得割額
542	市町村条約適用配当等所得割額
543	都道府県条約適用配当等所得割額
544	市町村特例適用利子等所得割額
545	都道府県特例適用利子等所得割額
546	市町村特例適用配当等所得割額
547	都道府県特例適用配当等所得割額
548	所得税条約適用利子等限度税率
549	所得税条約適用配当等限度税率
550	所得税条約適用利子等損通所得額
551	所得税条約適用配当等損通所得額
552	所得税特例適用利子等損通所得額
553	所得税特例適用配当等損通所得額
554	所得税条約適用利子等課標額
555	所得税条約適用配当等課標額
556	所得税特例適用利子等課標額
557	所得税特例適用配当等課標額
558	条約適用利子等所得税額
559	条約適用配当等所得税額
560	特例適用利子等所得税額
561	特例適用配当等所得税額
562	予備金額21
563	予備金額22
564	予備金額23
565	予備金額24
566	予備金額25
567	予備金額26
568	予備金額27
569	予備金額28
570	予備金額29
571	予備金額30
572	森林環境課税非課税区分
573	森林環境免除事由コード
574	森林環境税額
575	年税額森林含む
576	森林環境税免除額
577	森林環境税委託納付額
578	免除開始期月普徴分
579	免除開始期月年金分
580	免除開始期月特徴分

徵收情報

項目番号	項目名
1	自治体コード
2	個人番号
3	対象年度
4	徴収区分
5	通知書番号
6	徴収データ内連番
7	徴収データ内カバ連番
8	事業所個人番号
9	履歴番号
10	カバ履歴番号
11	初期登録業務日時
12	更新業務日時
13	更新システム日時
14	更新コンピュータ名
15	更新IPアドレス
16	有効カバ
17	決裁状態
18	旧自治体コード
19	履歴判定
20	決議年月日
21	住民税受給者番号
22	普徴事業所番号
23	住民税異動区分コード
24	住民税異動事由コード1
25	住民税異動事由コード2
26	異動年月日
27	還付加算用住民税更正事由
28	法定納期限等
29	変更開始月期
30	徴収済月期
31	併徴普徴変更期
32	併徴普徴徴収済期
33	随時処理カバ
34	差引課税額
35	既課税額
36	期別06月01期税額
37	賦課年度01
38	納期限01
39	期別07月02期税額
40	賦課年度02
41	納期限02
42	期別08月03期税額
43	賦課年度03
44	納期限03
45	期別09月04期税額
46	賦課年度04
47	納期限04
48	期別10月05期税額
49	賦課年度05
50	納期限05
51	期別11月06期税額
52	賦課年度06
53	納期限06
54	期別12月07期税額
55	賦課年度07
56	納期限07
57	期別01月08期税額
58	賦課年度08
59	納期限08
60	期別02月09期税額
61	賦課年度09
62	納期限09
63	期別03月10期税額
64	賦課年度10
65	納期限10
66	期別04月11期税額
67	賦課年度11
68	納期限11
69	期別05月12期税額
70	賦課年度12
71	納期限12
72	期別13期税額
73	賦課年度13
74	納期限13
75	期別14期税額
76	賦課年度14

# (案)

77	納期限14
78	期別15期税額
79	賦課年度15
80	納期限15
81	期別16期税額
82	賦課年度16
83	納期限16
84	期別17期税額
85	賦課年度17
86	納期限17
87	期別18期税額
88	賦課年度18
89	納期限18
90	退避用履歴判定
91	収納過年度更正フラグ
92	充当額
93	還付額
94	期別06月01期充当
95	期別07月02期充当
96	期別08月03期充当
97	期別09月04期充当
98	期別10月05期充当
99	期別11月06期充当
100	期別12月07期充当
101	期別01月08期充当
102	期別02月09期充当
103	期別03月10期充当
104	期別04月11期充当
105	期別05月12期充当
106	期別13期充当
107	期別14期充当
108	期別15期充当
109	期別16期充当
110	期別17期充当
111	期別18期充当
112	返戻01期
113	返戻課税年度01
114	返戻納期限01
115	返戻02期
116	返戻課税年度02
117	返戻納期限02
118	返戻03期
119	返戻課税年度03
120	返戻納期限03
121	返戻04期
122	返戻課税年度04
123	返戻納期限04
124	返戻05期
125	返戻課税年度05
126	返戻納期限05
127	差引課税額年金分
128	期別06月01期税額年金分
129	期別07月02期税額年金分
130	期別08月03期税額年金分
131	期別09月04期税額年金分
132	期別10月05期税額年金分
133	徴収税額特徴内訳分
134	市町村所得割額特徴内訳分
135	市町村均等割額特徴内訳分
136	都道府県所得割額特徴内訳分
137	都道府県均等割額特徴内訳分

## 扶養情報

項目番号	項目名
1	自治体コード
2	履歴番号
3	サブ履歴番号
4	個人番号
5	対象年度
6	初期登録業務日時
7	更新業務日時
8	更新システム日時
9	更新コンビュータ名
10	更新ユーザID
11	有効フラグ

12	決裁状態
13	旧自治体コード
14	処理状況コード
15	決議フラグ
16	最新判定
17	仮最新判定
18	退避最新判定
19	通番
20	決議用処理年月日
21	決議年月日
22	世帯外区分該当コード
23	扶養者個人番号
24	配偶者個人番号
25	扶養専従区分該当コード
26	扶養区分該当コード
27	障害者区分該当コード
28	同居特障区分該当コード
29	同居老人区分該当コード
30	専従区分該当コード
31	専従申告区分該当コード
32	専従者給与入力フラグ
33	専従者給与所得額
34	合計所得入力フラグ
35	合計所得金額
36	決議起因決議用処理年月日
37	株式含む合計所得金額

## 宛名情報

項目番号	項目名
1	自治体コード
2	個人番号
3	履歴番号
4	サブ履歴番号
5	初期登録業務日時
6	更新業務日時
7	更新システム日時
8	更新コンピュータ名
9	更新ユーザID
10	有効フラグ
11	決裁状態
12	旧自治体コード
13	現居住地区コード
14	使用業務コード
15	同定フラグ
16	住民区分
17	住民日
18	住民届出日
19	住定日
20	実定日
21	個人法人区分
22	法人種別区分
23	共有者フラグ
24	世帯番号
25	世帯主氏名カナ
26	世帯主氏名漢字
27	氏名カナ
28	氏名漢字
29	編集済氏名カナ
30	編集済氏名漢字
31	旧氏名カナ
32	旧氏名漢字
33	検索用氏名カナ
34	検索用氏名漢字
35	検索用旧氏名カナ
36	検索用旧氏名漢字
37	国籍コード
38	現住所郵便番号
39	現住所コード
40	現住所県名付加区分
41	現住所
42	現住所地番
43	現住所方書カナ
44	現住所方書漢字
45	現住所部屋番号
46	現住所前漢字地番数値

47	現住所地番数値1
48	現住所地番数値2
49	現住所地番数値3
50	現住所後漢字地番数値
51	現住所行政区コード
52	現住所自治会コード
53	現住所町内会コード
54	現住所小学校区コード
55	現住所中学校区コード
56	本籍地住所
57	転出先郵便番号
58	転出先住所コード
59	転出先住所
60	転出先地番
61	転出先方書カナ
62	転出先方書漢字
63	転出先部屋番号
64	転出先前漢字地番数値
65	転出先地番数値1
66	転出先地番数値2
67	転出先地番数値3
68	転出先後漢字地番数値
69	転入前住所郵便番号
70	転入前住所コード
71	転入前住所
72	転入前住所地番
73	転入前住所方書カナ
74	転入前住所方書漢字
75	転入前部屋番号
76	宛名郵便番号
77	宛名住所コード
78	宛名県名付加区分
79	宛名住所
80	宛名地番
81	宛名方書カナ
82	宛名方書漢字
83	宛名部屋番号
84	宛名前漢字地番数値
85	宛名地番数値1
86	宛名地番数値2
87	宛名地番数値3
88	宛名後漢字地番数値
89	宛名行政区コード
90	宛名自治会コード
91	宛名町内会コード
92	宛名小学校区コード
93	宛名中学校区コード
94	宛名住所変更フラグ
95	生年月日
96	生年月日不詳フラグ
97	元号フラグ
98	性別区分
99	続柄コード
100	続柄名称漢字
101	外国人通称氏名カナ
102	外国人通称氏名漢字
103	外国人本名カナ
104	外国人本名
105	宛名消除区分
106	亡者フラグ
107	宛名異動事由コード
108	異動日
109	異動届出日
110	宛名増減事由コード
111	増減異動日
112	記載順位
113	混合世帯番号
114	任意世帯番号
115	親事業所コード
116	特徴指定番号
117	共有者人数
118	法人代表者氏名漢字
119	登録資格区分
120	個人履歴番号
121	宛名ソートキー

(案)

(別紙II-5-1) 番号法第19条第8号に基づく情報連携主務省令第2条に定める情報照会者

No.	情報照会者	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
17	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの

(案)

No.	情報照会者	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
18	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
21	都道府県教育委員会 又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
25	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
26	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
27	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
28	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
29	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
30	地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
31	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの

(案)

No.	情報照会者	法令上の 根拠 (項番)	提供先における用途
37	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
38	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第一百条で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第一百八条で定めるもの
41	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百十条で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七十七条で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第一百二十六条で定めるもの
44	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第一百二十七条で定めるもの
45	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第一百三十二条で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第一百三十二条で定めるもの
47	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第一百三十四条で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第一百三十九条で定めるもの
49	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第一百四十条で定めるもの

(案)

No.	情報照会者	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
50	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
51	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
52	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
53	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
54	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
56	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
57	市町村長	155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
58	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
59	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの

(案)

No.	情報照会者	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
61	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
62	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
63	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
64	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
65	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
66	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
70	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
72	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの

(案)

(別紙II-5-2) 番号法第9条第1項別表に定める事務

No.	移転先	法令上の根拠(項番)	移転先における用途
1	保健所健康増進課	8	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	障害福祉課	9	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	子育て相談課	10	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	保健所健康増進課	14	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	障害福祉課	21	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	生活福祉1課・2課	23	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	税制課、納税課、固定資産税課、国民健康保険課、国保収納課、市民課	24	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	住宅政策課	27	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	国民健康保険課、国保収納課	44	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	障害福祉課	51	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	住宅政策課	52	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	子育て支援課	56	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	長寿支援課	61	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	子育て支援課	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	子育て支援課	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	障害福祉課	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	障害福祉課	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	保健所地域保健センター 保健所健康増進課	70	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

(案)

No.	移転先	法令上の根拠 (項番)	移転先における用途
19	子育て支援課	81	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	高齢者保険事業室	85	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	生活福祉1課・2課	95	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	介護保険課	100	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	保健所疾病対策課	105	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	保健所地域保健センター 保健所健康増進課	111	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	障害福祉課	117	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	子育て支援課、保育幼稚園 課	127	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	生活福祉1課、子育て支援 課	135	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

## (案)

(別紙II-5-3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務

No.	移転先	移転先における事務
1	生活福祉1課・2課	番号法別表第23の項下欄に掲げる事務に準ずる事務であって、生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対するもの
2	介護保険課	介護保険法による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって規則で定めるもの
3	障害福祉課	川口市障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4	障害福祉課	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5	子育て支援課	川口市子ども医療費の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6	子育て支援課	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7	住宅政策課	市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8	指導課 学校保健課	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

# (案)

## III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1. 住民からの入手            ①住民からの申告等情報入手の際は、申告書に本人の住所・氏名（漢字・カナ）・生年月日を記入してもらう。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。            ②住民からの情報入手に当たっては、対象以外の情報を入手することのないよう、本人の個人番号カード又は通知カード、及び番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に定めるもの（以下「身分証明書等」という。）の確認を厳格に行う。なお、申請者が代理人であっても、当該申告書等に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。            ③給与支払報告書等本人以外より提出のあった申告等情報や他市町村から回送された申告等情報について、当市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断している。なお、課税対象情報と紐付かない者は、調査を行い、他自治体での課税対象者と判明した場合は速やかに資料を回送する。（資料の紛失等回避のため、回送の履歴としてコピーを保管する。）</p> <p>2. eLTAX・国税連携システムからの入手            当市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断している。課税対象情報と紐付かない者は、調査を行い、他市町村での課税対象者と判明した場合は速やかに他市町村へ回送する。（資料の紛失等回避のため、回送の履歴をシステム内に記録するとともに、紙へ出力して保管する。）</p> <p>3. 他部署からの入手            対象者の宛名番号および氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達し、別人と誤ることのないよう一意性を確保した照会・回答を行う。</p> <p>4. 他市町村からの入手            住登外課税者を課税した場合の通知（地方税法第294条第3項通知）の記載内容と対象者情報を照合し、一意性に疑問がある場合は、通知元市町村への問い合わせにより確認する。</p>
必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容	<p>1. 住民からの入手            ①住民からの申告情報の入手については、賦課に必要な情報のみを記入する様式にしており、必要な情報以外は入手しないようにしている。            ②窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、届出又は申請人が誤って不要な情報を記載するがないようにしている。            ③住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出させることで、必要な情報以外の情報を入手しないようにしている。</p> <p>2. eLTAX・国税連携システムからの入手            住民がeLTAX・国税連携システムを利用する場合、賦課に必要な情報のみを入力する様式にしており、必要な情報以外は入手しないようになっている。</p> <p>3. 他部署からの入手            ①研修等により、業務に不要な個人情報の入手をしないよう周知徹底を行う。            ②書面により照会または回答を行う場合は、不要な情報を照会または回答しないよう、その都度決裁により確認する。</p> <p>4. 他市町村からの入手            適正な書式を使用して、不要な情報を照会または回答しないよう、その都度決裁により確認する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申告等情報は、賦課の資料となる旨を説明した上で取得している。</li> <li>・電子データで提出される申告等情報は、eLTAX・国税連携システムの専用回線を介して入手している。</li> <li>・紙媒体や電子記録媒体により提出または回送される申告等情報は、市民税課を郵送先としている。また、申告書を配布する際には、予め提出先を印刷した返信用封筒を同封している。</li> <li>・府内又は他市町村から情報を入手する際、番号法に規定された事務を行う者以外は情報照会できない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

川口市

個人住民税の課税に関する事務

## (案)

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの情報入手の際は、身分証明書等の提示により本人確認を行う。</li> <li>・窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認を行う。</li> <li>・住民以外から提出される申告等情報は、提出元が本人に個人番号および4情報の確認を行う。内容に不備等がある場合には、提出元に確認する。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号を突合させることで、個人番号の真正性の確認を行う。</li> <li>・住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認する。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報は、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。</li> <li>・事務処理を行った際は、別の職員が処理内容を確認することで誤処理等を防止する。</li> <li>・正確性に疑義が生じた場合は証明書等の添付や各機関への照会、あるいは税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付窓口には衝立を設置し、隣席から提出書類等が見えないようにしている。また、待合スペースからは適当な距離を確保している。</li> <li>・紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して保管庫で施錠管理している。</li> <li>・eLTAX・国税連携システムによる申告等情報は、専用回線を介して入手している。システム用端末は、ログイン用のユーザIDとパスワードを設定している。</li> <li>・電子記録媒体等の外部媒体は、保管庫で施錠管理し、利用時には利用簿へ記載して管理者の許可を得てから利用している。また、媒体にパスワードを設定して容易に内容を開封できないようにしている。</li> <li>・業務端末は、外部との接続をしていない。また、川口市情報セキュリティ対策基準に基づき外部記録媒体の接続を制限しているため、データの持ち出しができない。さらに、業務端末における操作については職員ごとに付与されたユーザIDに紐付くアクセスログが記録されている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

# (案)

## 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	宛名システム等においては、番号法及び関係主務省令で定められた事務の担当部署以外から特定個人情報へのアクセスができない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>各システムにおいて権限の管理を行っており、個人住民税システムからは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないよう制御している。</li> <li>個人住民税システムでアクセス制御しており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないようにする。</li> </ul>		
その他の措置の内容	情報セキュリティポリシーに則し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	端末使用時にユーザIDによる識別と、パスワード設定されたICカードによる認証を実施しており、個人住民税システムにおいても利用職員を特定し、個人ごとにユーザID、パスワードを付与することで不正利用が行えない対策を実施している。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税課長が、業務ごとにアクセスできる権限を決め、システムに反映させている。</li> <li>人事異動等によりアクセス権限の変更を行った際は、変更した内容を帳票に出力し、アクセス権を再確認している。</li> </ul>		
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	異動退職等があった際に、ユーザIDやアクセス権限を市民税課長が確認し、業務上アクセスが不要となつたユーザIDやアクセス権限を変更又は削除する。		
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。</li> <li>操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。</li> </ul>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製を行えない仕組みとする。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- 端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。

# (案)

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない				
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク						
情報保護管理体制の確認		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託業者を選定する際、委託内容に応じて、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。</li> <li>・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。</li> <li>・契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。</li> </ul>				
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない			
具体的な制限方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ID・パスワードにより制限している。</li> <li>・秘密保持契約を本契約とは別途締結している。</li> <li>・情報セキュリティポリシーの遵守を契約条件としている。</li> </ul>				
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。</li> <li>・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。</li> </ul>				
特定個人情報の提供ルール		[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		秘密保持契約により提供を禁止している。				
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		秘密保持契約により提供を禁止している。				
特定個人情報の消去ルール		[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		消去の委託はしていない。(情報資産は秘密保持契約により返還する旨規定されている)				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・データの秘密保持に関する事項</li> <li>・再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>・情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告義務に関する事項</li> <li>・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項</li> <li>・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時に委託先と秘密保持契約を締結し、その中で委託者及び再委託者が市の指示する事項について約定し、再委託者の当該事務に関する行為について委託者が全ての責任を負うことを定めている。</li> <li>・川口市情報セキュリティポリシーの遵守を条件としている。</li> </ul>				
他の措置の内容		-				
リスクへの対策は十分か		[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置						
-						

# (案)

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[ ] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	府内連携システムでは、システムを利用する場合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰に対し何のために提供したかがすべて記録される仕組みとなっている。また、府内連携システムでは、番号法及び個人情報の保護に関する法律上認められる提供以外の受付を行わないようにしている。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	'情報資産利用依頼書'の提出を受け、番号法の条文に適合しているか否かを判断し、提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の罰則規定により措置を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した府内連携システムを介してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	府内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び個人情報の保護に関する法律に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

# (案)

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

# (案)

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

## (案)

### リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li><li>・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li><li>・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li></ul> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕 <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞	
<ul style="list-style-type: none"><li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li><li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li></ul>	
＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞	
<ul style="list-style-type: none"><li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。</li><li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li><li>・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li><li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li></ul>	

# (案)

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p>&lt;川口市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内連携システムは外部と直接接続できないようにしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul> <p>&lt;証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書発行サーバはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。</li> <li>・システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。</li> <li>・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置と自家発電装置を設定している。</li> <li>・火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ設置区域内に新ガス系消火設備を備えている。</li> <li>・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。</li> </ul>	
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>②地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>⑤地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑦地方公共団体やアプリケーション提供事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ul>	

# (案)

⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	連携はリアルタイムで行っており、異動情報は即座に置き変わる。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p>&lt;川口市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。</li> <li>・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。</li> <li>・保存年限の過ぎた電子媒体の特定個人情報については、そのデータを消去し、電子媒体が壊れた場合は、データが復元できないようにその媒体自体を棄損して、廃棄する。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

# (案)

## IV その他のリスク対策 ※

### 1. 監査

①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p>&lt;川口市における措置&gt; 年1回、各部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。</p>
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p>&lt;川口市における措置&gt; 川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>

### 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<p>&lt;川口市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。</li> <li>・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul>

### 3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
<ガバメントクラウドにおける措置>
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション提供事業者等が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
特記事項	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成(手数料額、納付方法: 成費用は請求者が負担(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当額))
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税課税ファイル
公表場所	川口市ホームページ( <a href="https://www.city.kawaguchi.lg.jp">https://www.city.kawaguchi.lg.jp</a> ) (令和5年4月1日より掲載)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月3日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	川口市パブリック・コメント手続実施要綱に基づく意見募集を実施。 実施にあたっては、川口市の広報・ホームページに意見募集案内を掲載。期間内は、評価書(案)を広く閲覧できるよう、評価書(案)を情報政策課・市民税課・市政情報コーナーへ設置するとともに、ホームページに掲載する。
②実施日・期間	令和7年5月14日(水)～6月12日(木)(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(案)

(別添3) 変更箇所

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
3		I 基本情報－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム1－②システムの機能	5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行（コンビニ交付システムと連携し、課税証明書をコンビニで発行することを含む。）を行う機能	5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行（証明書コンビニ交付システムと連携し、課税証明書をコンビニで発行することを含む。）を行う機能	事後	記載文言の修正
4		I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム2－③他のシステムとの接続	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム	事後	事務の実態に合わせた修正
5		I 基本情報－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム3－①システムの名称	共通基盤システム（府内用連携システム）	共通基盤システム（府内連携システム）	事後	システム表記の統一によるもの
5		I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム3－③他のシステムとの接続	[ ] 税務システム	[ ○ ] 税務システム	事後	事務の実態に合わせた修正
6		I 基本情報－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム5－①システムの名称	税宛名管理システム	住登外管理システム	事後	システム表記の統一によるもの
7		I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム8－②システムの機能	(略)	(略) 10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能	事後	事務の実態に合わせた修正
7		I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム8－③他のシステムとの接続	[ ] その他 ( )	[ ○ ] その他 (証明書コンビニ交付システム、中間サーバ)	事後	事務の実態に合わせた修正
8		I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム9－③他のシステムとの接続	[ ] その他 ( )	[ ○ ] その他 (証明書交付センターシステム、戸籍システム)	事後	事務の実態に合わせた修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
8		I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム10 -①システムの名称	-	マイナポータル申請管理	事前	新システム導入のため追記
8		I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム10 -②システムの機能	-	1. 【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能（住民税申告） 2. 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能（住民税申告の申請データ取得）	事前	新システム導入のため追記
8		I 基本情報－5. 個人番号の利用－法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の16項。 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> <li>・番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第24の項。 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの。 ※注・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</li> </ul>	事後	番号法改正に基づく修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
9		I 基本情報－6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号（別表第2の第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・22の3・22の4・23・24・24の2・24の3・25・26の3・27・28・31・31の2・31の3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43の3・43の4・44・44の2・45・47・49・49の2・50・51・53・54・55・58・59条</li> </ul> </li> </ul> <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号（別表第2の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく命令に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄（情報提供者）に対し、第4欄（特定個人情報）の提供を求めることができるとされている項）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第2（第27の項）</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</li> </ul> </li> </ul>	<p>【特定個人番号利用事務における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「情報連携主務省令」という） 第2条の表第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</li> </ul> <p>【特定個人番号利用事務における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携主務省令 第2条の表 第48の項</li> </ul>	事後	番号法改正に基づく修正
10		別添1	図 省略	図 省略	事前	ガバメントクラウド、マイナポータル申請管理の導入による追記
13		II 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－②入手方法	[ ] その他 ( )	[ ○ ] その他 (マイナポータル申請管理)	事前	新システム導入のため追記

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
13		II 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－⑤本人への明示	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号法第19条別表第2の第27の項に明示している。	<p>1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 国税通則法、所得税法、地方税法その他所得税又は個人の市民税及び県民税の関係法令により、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。</p> <p>2 庁内連携により入手 番号法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるとあることから、川口市住民の個人番号について、住民登録システムより入手可能である。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項により、他部署からの特定個人情報の入手が可能である。</p> <p>3 他機関より入手 地方税法施行規則において明示されている。</p> <p>4 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。</p> <p>5 情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第8号において明示されている。</p>	事後	番号法改正に基づく修正
13		II 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－⑦使用の主体－使用部署	市民税課、市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター（市民税課以外は証明書の発行のみ）	市民税課、市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、東川口駅前行政センター、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター（市民税課以外は証明書の発行のみ）	事後	組織改正に伴う変更
14		II 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項1－④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他（庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。）	[○] その他（庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。緊急時には本市より貸し出しをしているモバイル端末を使用し、リモートで操作する。）	事後	事務の実態に合わせた修正
14		II 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項1－⑥委託先名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業部	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業本部 第一営業部	事後	組織変更に伴う修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
15		II 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項2－⑥委託先名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業部	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業本部 第一営業部	事後	組織変更に伴う修正
17		II 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項5－④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線	[ ○ ] 専用線	事後	事務の実態に合わせた修正
17		II 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項5－⑥委託先名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業部	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業本部 第一営業部	事後	組織変更に伴う修正
18		II 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項6－⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	TOPPANエッジ株式会社 埼玉営業所	事後	社名変更による修正
18		II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 60件) [ ○ ] 移転を行っている ( 20件)	[ ○ ] 提供を行っている ( 72件) [ ○ ] 移転を行っている ( 35件)	事後	事務の実態に合わせた修正
18		II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－提供先1	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者（別紙II-5-1を参照）	情報連携主務省令第2条の表に定める情報照会者（別紙II-5-1参照）	事後	番号法改正に基づく修正
18		II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－提供先1－①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2（別紙II-5-1を参照）	情報連携主務省令第2条の表の第3欄（情報提供者が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	番号法改正に基づく修正
18		II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－提供先1－②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第2の第2欄に掲げる事務（別紙II-5-1を参照）	情報連携主務省令第2条の表の第2欄（特定個人番号利用事務）に掲げる事務（別紙II-5-1参照）	事後	番号法改正に基づく修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
18		II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－提供先1－③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（地方税関係情報）	情報連携主務省令第2条の表の第4欄に掲げる利用特定個人情報（地方税関係情報）（別紙II－5－1参照）	事後	番号法改正に基づく修正
19		II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－移転先1	別表第1の左欄に掲げる者（別紙II－5－2を参照）	番号法において個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課（別紙II－5－2を参照）	事後	番号法改正に基づく修正
19		II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－移転先1－①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1（別紙II－5－2を参照）	番号法第9条第1項別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	番号法改正に基づく修正
19		II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－移転先1－②移転先における用途	別表第1の右欄に掲げる事務（別紙II－5－2を参照）	番号法別表の右欄に掲げる事務（別紙II－5－2を参照）	事後	番号法改正に基づく修正
19		II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－移転先1－③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（地方税関係情報）	情報連携主務省令第2条の表の第4欄に掲げる利用特定個人情報（地方税関係情報）	事後	番号法改正に基づく修正
19		II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－移転先2	川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務（別紙II－5－3を参照）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務（別紙II－5－3を参照）	事後	番号法改正に基づく修正
19		II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－移転先2－①法令上の根拠	番号法第9条第2項 川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、第4条	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下、条例という）第3条、第4条	事後	番号法改正に基づく修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
19		II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－移転先2－②移転先における用途	条例別表第2及び第3の第2欄に掲げる事務（別紙II－5－3を参照）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2及び別表第3の第2欄に掲げる事務（別紙II－5－3を参照）	事後	番号法改正に基づく修正
20		II 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去－①保管場所	(略)	<p>(略)          &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> <li>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</li> </ul> </li> </ul>	事前	個人住民税システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
20		II 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去－①保管場所	(略)	<p>(略)          &lt;証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書発行サーバはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。</li> <li>・システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。</li> <li>・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置と自家発電装置を設定している。</li> <li>・火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ設置区域内に新ガス系消火設備を備えている。</li> <li>・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。</li> </ul>	事後	事務の実態に合わせた修正

## (案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
20		II 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去－③消去方法	(略)	<p>(略)</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなつた環境の破棄等を実施する。</p>	事前	個人住民税システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
20		II 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去－③消去方法	(略)	<p>(略)</p> <p>＜証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置＞</p> <p>・証明書コンビニ交付システムでは、最新情報のみを補完するようシステムを制御しているため、消除されたデータについては、自動的に消去される。</p>	事後	事務の実態に合わせた修正
25-29		別紙II-5-1	表 省略	表 省略	事後	番号法改正に基づく修正
30-31		別紙II-5-2	表 省略	表 省略	事後	番号法改正に基づく修正
32		別紙II-5-3	表 省略	表 省略	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正に基づく修正
41		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑤物理的対策－具体的な対策の内容	(略)	<p>(略)</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	個人住民税システムのガバメントクラウド移行に伴う変更

## (案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
41		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク①：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑤物理的対策－具体的な対策の内容	(略)	<p>(略)          &lt;証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書発行サーバはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。</li> <li>・システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。</li> <li>・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置と自家発電装置を設定している。</li> <li>・火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ設置区域内に新ガス系消火設備を備えている。</li> <li>・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。</li> </ul>	事後	事務の実態に合わせた修正
41		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク①：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑥技術的対策－具体的な対策の内容	(略)	<p>(略)          &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>②地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</li> <li>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。</li> <li>⑤地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑦地方公共団体やアプリケーション提供事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ul>	事前	個人住民税システムのガバメントクラウド移行に伴う変更

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
42		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク－消去手順－手順の内容	(略)	<p>&lt;川口市における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	個人住民税システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
43		IV その他のリスク対策 －1. 監査－②監査－具体的な内容	(略)	<p>(略)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	個人住民税システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
43		IV その他のリスク対策 －3. その他のリスク対策	(略)	<p>(略)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション提供事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	個人住民税システムのガバメントクラウド移行に伴う変更